

相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書（案）

〇〇市町村長 〇〇（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和8年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和8年3月31日健生発0331第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、令和6年2月14日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和8年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の郡市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協 議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1

(乳がん検診無料クーポン券)

※クーポン券のサンプルを掲載してください。

様式 2

(子宮頸がん検診無料クーポン券)

※クーポン券のサンプルを掲載してください。